

裾野市地域包括支援センター業務委託公募型プロポーザル募集要領

1 趣旨

本業務は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営を行い、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。

また、業務の実施にあたっては、民間事業者等の持つ知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に行うため、企画提案（プロポーザル）方式により受託候補者（法人）を募集する。

2 対象圏域

以下の圏域に地域包括支援センターを設置し、運営する法人を各1法人選定する。

応募単位は各センターごととする。なお、複数のセンターに応募することができる。

No.	生活圏域	地域包括支援センター	高齢者人口
1	西、東	裾野市地域包括支援センター ※1、2	7,853人
2	深良、富岡・須山	裾野市北部地域包括支援センター	6,177人

高齢者人口は令和6年4月1日現在



※1 裾野市地域包括支援センターについては、事業開始時は現在窓口が設置されている生活福祉相談センター（裾野市佐野1068番地の2）内に引き続き設置するものとする。この使用に当たっては行政財産使用許可申請の手続きが必要となる。ただし、この場所は裾野駅西土地区画整理事業地内にあり、委託期間（5年間）内での移転が見込まれる。移転に際してはその経費を市が負担する。

※2 裾野市地域包括支援センターについては、行政財産使用許可に伴う使用料は徴収しない。ただし光熱水費等の共益費については、生活福祉相談センター内の各センター（消費生活センター、生活自立支援センター、地域包括支援センター）の職員数により按分した額を市に支払う。

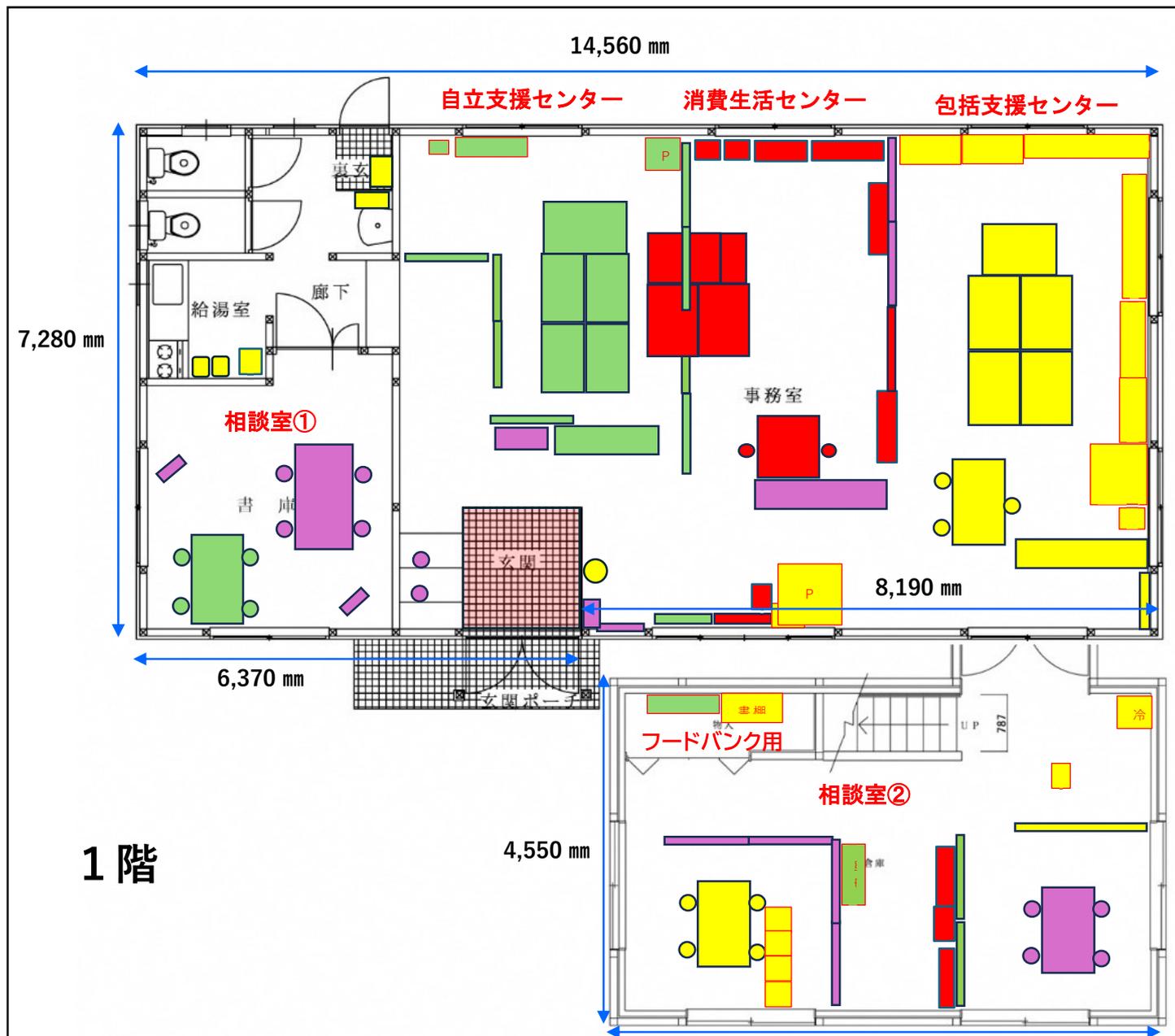
3 業務概要

- (1) 業務名 裾野市地域包括支援センター業務
- (2) 業務内容 別紙「裾野市地域包括支援センター業務委託仕様書」のとおりとする。
なお、本事業の受託法人は、地域包括支援センターの事業所として、法第 115 条の 22 第 1 項の規定と裾野市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成 18 年裾野市規則第 16 号）に基づき、指定介護予防支援事業者の申請を行い、市の指定を受けること。
- (3) 委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
(ただし、契約日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間は、業務準備期間とする。)
- (4) 契約上限額
- ア 裾野市地域包括支援センター
- | | |
|----------|----------------------------|
| 令和 7 年度 | 29,500 千円 (消費税及び地方消費税を含む。) |
| 令和 8 年度 | 29,500 千円 (消費税及び地方消費税を含む。) |
| 令和 9 年度 | 29,500 千円 (消費税及び地方消費税を含む。) |
| 令和 10 年度 | 29,500 千円 (消費税及び地方消費税を含む。) |
| 令和 11 年度 | 29,500 千円 (消費税及び地方消費税を含む。) |
- イ 裾野市北部地域包括支援センター
- | | |
|----------|----------------------------|
| 令和 7 年度 | 25,500 千円 (消費税及び地方消費税を含む。) |
| 令和 8 年度 | 25,500 千円 (消費税及び地方消費税を含む。) |
| 令和 9 年度 | 25,500 千円 (消費税及び地方消費税を含む。) |
| 令和 10 年度 | 25,500 千円 (消費税及び地方消費税を含む。) |
| 令和 11 年度 | 25,500 千円 (消費税及び地方消費税を含む。) |

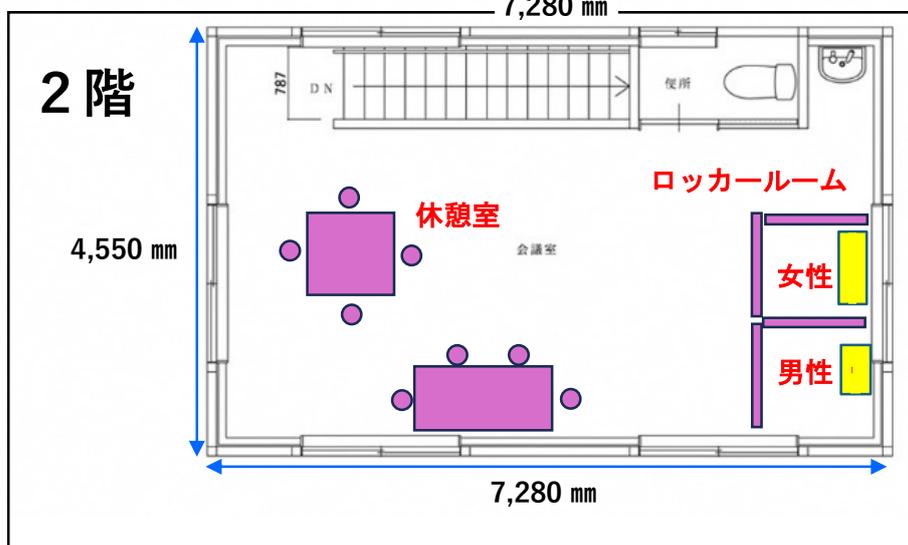
※金額の違いは、センターの職員数や設置場所の確保等の差による（「裾野市地域包括支援センター業務委託仕様書」参照）。

4 実施場所

- (1) 所在地
- 裾野市地域包括支援センター：裾野市佐野 1068 番地の 2（生活福祉相談センター内）
裾野市北部地域包括支援センター：受託事業者にて確保する。
※裾野市地域包括支援センターについては、事業開始当初の住所を記載。
- (2) 執務スペース（裾野市地域包括支援センターのみ）
イメージは次頁のとおり。



- 自立支援センター備品
- 消費生活センター備品
- 包括支援センター備品
- 裾野市 備品



※ イメージ図中の備品のレイアウトについては、現在の受託事業者によるレイアウトを参考に記載している。なお、包括支援センターの備品と分類してはいるが、相談室のテーブル等、一部生活福祉相談センター内で共用にて使用しているものもあるため、必要な備品については契約後、消費生活センター及び生活自立支援センターと協議の上で用意する。また、共用スペース（相談室・廊下・休憩所・トイレ等）に設置した備品類については3施設互いに利用料等の徴収を求めず、無償での共用とすること。

※ 裾野市地域包括支援センターにおいては、消費生活センター及び生活自立支援センターと共用で生活福祉相談センターを運営していくこととなるため、清掃等の運用ルールについて、契約後、業務開始までの間に消費生活センター及び生活自立支援センターとルールについて協議し、合意したルールを順守するものとする。

※ 応募前に裾野市地域包括支援センターの現地確認を実施したい場合には、裾野市役所介護保険課に連絡し、現在の受託事業者と調整の上、現在の業務執行に支障のない範囲で実施するものとする。

※ 2階休憩室は生活福祉相談センター内の3施設で共用する。

5 駐車場の確保

裾野市地域包括支援センター

事業用車両用駐車場：生活福祉相談センター前に3台分の駐車場を市から提供する。

利用者用駐車場：生活福祉相談センター前に4台分の駐車場を市から提供する。 ※

職員用駐車場：受託事業者が用意する。

※利用者用駐車場については、生活福祉相談センター内の3施設で共用。

裾野市北部地域包括支援センター

事業用車両用駐車場

利用者用駐車場

職員用駐車場

} 受託事業者が用意する。

6 参加資格

地域包括支援センター業務の企画提案に参加する者は、業務を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる法人であり、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 公告日から契約締結日までにおいて裾野市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成28年告示第70号）及び静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会

社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条の規定による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

- (4) 宗教活動、政治活動、選挙活動を行うことを主たる目的としていないこと。
- (5) 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）の適用となる団体でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体でないこと。
- (7) 応募する圏域内に、令和 7 年 3 月 31 日までに現担当のセンターと引継ぎを終え、令和 7 年 4 月 1 日にセンターを開設できること。
- (8) 法第 115 条の 22 第 2 項の規定に該当しないこと（指定介護予防支援事業者として指定してはならない基準）。
- (9) 介護保険サービスを提供する事業所を有し、かつ、応募時点で 1 年以上の介護保険サービスの提供実績があること。
- (10) 法人税、法人市民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (11) 法人の役員等（その法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。以下同じ。）を代表するものをいう。）が、過去 5 年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者でないこと。

7 参加手続

- (1) 担当部署及び問合せ先

〒410-1192 裾野市佐野 1059

裾野市役所健康福祉部介護保険課

電話 055-995-1821

F A X 055-992-4447

メールアドレス kaigo@city.susono.shizuoka.jp

- (2) 募集要領の配布

ア 配布期間

令和 6 年 12 月 24 日（火）から令和 7 年 1 月 22 日（水）まで

イ 配布方法

裾野市のウェブサイトからダウンロードの方法による。

<https://www.city.susono.shizuoka.jp/soshiki/5/1/sonota/20069.html>

- (3) 応募書類の提出期間、提出場所及び提出方法

ア 提出期間

令和 7 年 1 月 15 日（水）午前 9 時から令和 7 年 1 月 22 日（水）午後 5 時まで

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 持参

8 質疑・回答

(1) 受付期間

令和6年12月24日（火）から令和7年1月9日（木）午後5時必着

(2) 質疑方法

様式5「公募内容等に関する質問書」を使用し、持参、郵便、FAX又は電子メールにより、7の(1)記載の部署に提出すること。

※誤送信等により担当が質問を確認できないことも考えられるため、質問を提出した場合は「055-995-1821（介護保険課）」まで電話連絡をすること。

(3) 回答日時

令和7年1月15日（水）午後3時

(4) 回答方法

質問への回答は裾野市のウェブサイトに掲示し、個別には回答しない。ただし、参加資格要件に関する事項についてはその都度回答する。

9 応募書類

(1) 提出書類

応募するセンターごとに、次のア～スについて、原本1部、副本（原本の写し可）9部を提出。

提出書類は、A4版縦型フラットファイルに左閉じにして、応募するセンターの種類に応じてフラットファイルの表紙に「裾野市地域包括支援センター 法人名」又は「裾野市北部地域包括支援センター 法人名」と記載すること。また、次の書類ごとインデックスを添付すること。

- ア 裾野市地域包括支援センター
裾野市北部地域包括支援センター } 業務企画提案申込書（様式1）
- イ 応募資格要件確認書（様式1付表）
- ウ 法人の概要（様式2）
- エ 法人の登記事項証明書（発行日から3か月以内のもの（コピー可）） ※1
- オ 法人の印鑑証明書（発行日から3か月以内のもの（コピー可）） ※1
- カ 法人の定款 ※1
- キ 法人の代表者及び役員名簿（任意書式） ※1
- ク 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書「その3の3」（発行日から3か月以内のもの（コピー可））（非課税の場合はその旨の証明書。）（前年度分のみ）
- ケ 法人市民税及び固定資産税の納税証明書（非課税の場合はその旨の証明書。固定資産がない場合にはその旨の証明書。）（前年度分のみ）
- コ 裾野市地域包括支援センター
裾野市北部地域包括支援センター } 業務委託に係る企画提案書（様式3）

サ 参考見積書（様式4-1）及び参考見積内訳書（様式4-2）

シ センター設置場所の位置図・平面図・現況写真 ※2

ス センター内の平面図 ※2

※1 エ～キについては、裾野市の入札参加資格の登録名簿に登録されている場合は提出不要とする。

※2 シ及びスについては、「裾野市地域包括支援センター」の企画提案に応募する場合は不要とする。また、「裾野市北部地域包括支援センター」の企画提案に応募する場合には、この公募開始現在、現に本事業を受託している事業者が応募する場合であって、当該事業を受託した場合には現在受託している場所においてセンターの運営を行う予定である場合には提出不要とする。

(2) 提出期間

令和7年1月15日（水）午前9時から令和7年1月22日（水）午後5時まで
（土曜日・日曜日及び祝日は除く。）

(3) 提出方法・提出先

事前に電話予約の上、裾野市役所健康福祉部介護保険課に直接持参して提出すること。

住所 〒410-1192 静岡県裾野市佐野 1059 番地

(4) その他

ア 提出された書類は理由のいかんを問わず返却しない。

イ 応募に際して必要となる費用は、全て申請者の負担とする。

ウ 提出された関係書類は、選定以外の目的で使用しない。

10 選定方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 日時 令和7年1月27日（月）

イ 場所 裾野市役所 地下会議室

ウ 留意事項

- ・プレゼンテーション：20分程度、質疑応答：10分程度
- ・ヒアリングに用いる資料は、事前に提出された企画提案書のみとする。
- ・ヒアリングを欠席した者は、企画提案（プロポーザル）を辞退したものとみなす。
- ・実施の順番、集合時間及び待機室等は、参加表明者に対して別途通知する。

(3) 評価方法

企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、評価する。

(4) 候補者の選定方法

失格者を除いた者のうち、(3)の評価点が最も高い者を、契約の相手方となる候補者として選定する。ただし、総合点が満点の60%に相当する点数未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) 失格事項

次に掲げる場合に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 参考見積書の金額が、契約上限金額を超えているとき

(6) 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知とともに、下記項目について裾野市のウェブサイトにおいて公表する。

- ア 契約の相手方となる候補者の名称及び総合点
- イ ア以外の参加者の名称及び総合点

1 1 留意事項

- (1) 参加表明書等の提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式6）により届け出ること。
- (2) 企画提案書等の提出は、各センターごと1者につき1件とする。
- (3) 参加表明書等の提出後は企画提案書及び参考見積書の差替、訂正、再提出は認めない。ただし、裾野市からの指示によるものはこの限りでない。
- (4) 参加表明書等の提出後に裾野市が必要と認める場合には、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に要する費用は、参加表明者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、企画提案基本仕様書に特別の定めがある場合を除き、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

1 2 スケジュール

時期	内容
令和7年1月9日（木）	質問書提出締切
令和7年1月15日（水）	質問書の回答公開
令和7年1月22日（水）	参加表明書及び企画提案書提出締切
令和7年1月27日（月）	プレゼンテーション及びヒアリング（受託候補者の選定）
令和7年2月上旬	受託候補者の決定
令和7年2月中旬	契約締結
令和7年4月1日（火）	事業開始